

施設園芸等燃油価格高騰対策（令和3年事業年度）

施設園芸等燃油価格高騰対策については、平成24年度農林水産省補正予算で事業化され、令和4事業年度まで延長されます。

【注意事項】

施設園芸省エネ設備リース導入支援事業については、平成27事業年度で終了しました。

支援内容

施設園芸の産地において、省エネルギー推進に関する計画を策定し、燃油使用量の15%以上（2期目以降に取組む場合は計30%以上）の削減等に取り組む産地に対して、以下の支援を行います。

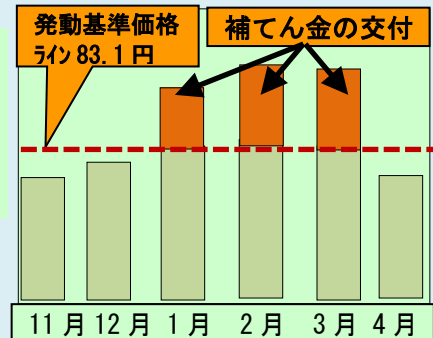
燃油価格高騰時に補填金を交付するセーフティネットの構築支援

○A重油価格の高騰に備えて施設園芸農家と国が資金を造成します。積立割合は1:1



○A重油価格が一定の基準を超えて上昇した場合に施設園芸農家に対し、補てん金が支払われます。

A重油価格



- ・発動基準価格 (83.1 円/ℓ) = 基準価格 (83.1 円/ℓ) × 発動基準率 100%
- ・各月 A 重油全国平均価格が発動基準価格 (83.1 円/ℓ) を超えた場合に、補填金が交付されます。

○支援対象者

- ・支援の対象者は、野菜、果樹または花きの施設園芸農家3戸以上または農業従事者の常時従業者が5名以上で構成する農業者団体等です。燃油使用量15%以上（2期目以降に取組む場合は計30%以上）削減等の目標を設定し、その達成に向けた省エネルギー等対策推進計画を作成し、取り組みを進める必要があります。

○対象油種

- ・支援の対象となる油種は、施設園芸用のA重油及び灯油です。

○手続きの流れ

産地で省エネ等対策推進計画※及び事業実施計画を作成
※15%以上の燃油削減目標を設定等

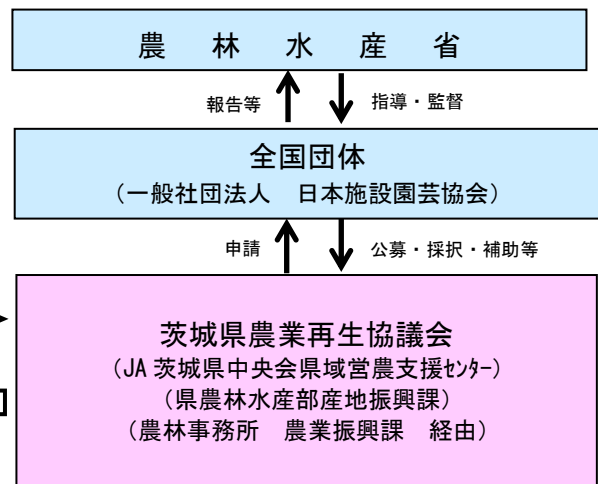


支援対象者

- 計画申請
- 補てん金の積立

<市町村経由>

- 計画承認
- 補助金等の交付



○手続きに必要な様式

手続きに必要な様式については茨城県農業再生協議会HPに掲載しておりますので、ご活用ください。(URL: <http://www.ibaraki-suiden.jp/index.html>)

【お問い合わせ先】詳しくは、茨城県農業再生協議会事務局（県庁農林水産部産地振興課もしくは各農林事務所振興環境室農業振興課）まで

県庁 農林水産部 産地振興課：TEL 029-301-3954

鹿行農林事務所 農業振興課：TEL 0291-33-4117

県北農林事務所 農業振興課：TEL 0294-80-3303

県南農林事務所 農業振興課：TEL 029-822-7086

県央農業事務局 農業振興課：TEL 029-221-3034

県西農林事務所 農業振興課：TEL 0296-24-9169